

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容・個人型)

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

旅先でケガをして



傷害死亡保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

- たとえば、
- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
 - ②保険金受取人の故意または重大な過失
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1
 - ④放射線照射、放射能汚染
 - ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
 - ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
 - ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
 - ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

傷害後遺障害保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

- 上記①~④、⑥に加え、たとえば
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
 - ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
 - ・歯科疾病
 - ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ・海外旅行開始前に発病した病気
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病

旅先で病気がケガの治療をして



治療・救済費用保険金

治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合*2
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要となった費用に限ります。)
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。
①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

救済費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
 - ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上*5**続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
 - ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
 - ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
 - ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等
- *5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*6の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額
①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者**3名分まで**) ③救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分かつ救済者1名につき**14日分まで**) ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)

※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

旅先で病気をして



疾病死亡保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*9により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

- 上記①~④、⑥に加え、たとえば、
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
 - ・歯科疾病
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡

他人にケガ等をさせて



賠償責任保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害*10を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- *10 次に掲げる損害を含みます。
- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

お支払い額

損害賠償金の額
※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

- 上記③④に加え、たとえば、
- ・ご契約者または保険の対象となる方の故意
 - ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
 - ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
 - ・航空機、船舶*11、車両*12、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 - ・親族*6に対する賠償責任

*11 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*12 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

持ち物が損害を受けて



携行品損害保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*13が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合

- *13 携行品とは?
- 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*14をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含みません。
- *14 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*15
※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しては保険金をお支払いできる場合があります。
*15 損害額とは?
損害が生じた携行品の時価額*16をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額*16のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地で負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

- 上記①~④に加え、たとえば、
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 - ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
 - ・携行品の置き忘れまたは紛失*18
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害
 - ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 - ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

*18 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。
*3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
*4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
*6 6親等内の血族、配偶者*7または3親等内の姻族をいいます。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りません。)
①婚姻意思*8を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
*8 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)
*9 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容・個人型)

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険期間 31日以内 のみの補償

保険金の種類

偶然な事故にあって



偶然事故 対応費用 保険金

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*1により保険の対象となる方が海外旅行中に下記a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合

- a. 交通費
- b. 宿泊施設の客室料
- c. 国際電話料等通信費
- d. 渡航手続費
- e. 渡航先での各種サービス取消料等
- f. 食事代*2
- g. 身の回り品購入費*2



*1 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限り、

*2 f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。
【○:対象 / ×:対象外】

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f. 食事代*3	○	○	×
g. 身の回り品購入費*4	×	×	○

保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)
※お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a.~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)
※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

*3 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限り、
①搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと
②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと

*4 航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限り、

保険金をお支払いしない主な場合

- 前頁に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、
- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 - ・保険金受取人の法令違反
 - ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見解のないもの
 - ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
 - ・歯科疾病
 - ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
 - ・ビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ



保険期間 31日超 のみの補償

保険金の種類

手荷物が届かなくて



航空機寄託 手荷物 保険金

航空機が遅れて



航空機遅延 保険金

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする場合

航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合

お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合

保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。)

※1回の事故につき10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、96時間以内に目的地において負担した費用に限り、手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

保険の対象となる方が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額
※1回の事故について2万円を限度とします。
※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限り、

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 前頁に記載の①~④に加え、たとえば、
- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 - ・保険金受取人の法令違反
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波



補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容・家族型)



「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金のお支払い額 保険金をお支払いしない主な場合

旅先でケガをして

傷害死亡保険金

お支払いする場合
海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害保険金

お支払いする場合
海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額
傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額
(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

たとえば、
①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
②保険金受取人の故意または重大な過失
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1
④放射線照射、放射能汚染
⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

旅先で病気やケガの治療をして

治療・救援費用保険金

治療費用部分
お支払いする場合
①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合*2
③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

救援費用部分
お支払いする場合
①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意
お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

お支払い額
下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要な費用に限ります。)
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。
①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、a+b合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額
ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*5の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額
①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者**3名分まで**)*8 ③救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名について**14日分まで**)*8 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費*8*9、保険の対象となる方の現地での諸雑費*9(合計で40万円まで) ⑤現地からの移送費用*8*9*10 ⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで) ⑦保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(**14日分まで**)*10

*8 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して**3日以上***11入院された場合に限りお支払いの対象となります。
*9 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。
*10 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。
*11 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

上記①～④、⑥に加え、たとえば
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
・歯科疾病
・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
・海外旅行開始前に発病した病気
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病

旅先で病気を患って

疾病死亡保険金

お支払いする場合
①海外旅行中に病気で死亡された場合
②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*12により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

お支払い額
疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

上記①～④、⑥に加え、たとえば、
・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
・歯科疾病
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
*3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
*4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
*12 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

*5 6親等内の血族、配偶者*6または3親等内の姻族をいいます。
*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)
①婚姻意思*7を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*7 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容・家族型)



保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

他人にケガ等をさせて

賠償責任保険金

お支払いする場合
海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

***1** 次に掲げる損害を含みます。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

お支払い額
損害賠償金の額
※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

前頁に記載の③④に加え、たとえば、
・ご契約者または保険の対象となる方の故意
・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
・航空機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
・親族*4に対する賠償責任

***2** ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
***3** レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

持ち物が損害を受けて

携行品損害保険金

お支払いする場合
海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

***7** 携行品とは?
保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*8をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

***8** この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

お支払い額
(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*9
※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

***9** 損害額とは?
損害が生じた携行品の時価額*10をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限り)です。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

***10** 時価額とは?
再取得価額*11から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

***11** 再取得価額とは?
保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

前頁に記載の①~④に加え、たとえば、
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
・携行品の置き忘れまたは紛失*12
・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害
・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

***12** 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

偶然な事故にあって

偶然事故対応費用保険金

お支払いする場合
海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*13により保険の対象となる方が海外旅行中に下記a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合

a.交通費
b.宿泊施設の客室料
c.国際電話料等通信費
d.渡航手続費
e.渡航先での各種サービス取消料等
f.食事代*14
g.身の回り品購入費*14

お支払い額
実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)
※お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a.~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)。
※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

前頁に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、
・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
・保険金受取人の法令違反
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
・地震、噴火またはこれらによる津波
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
・歯科疾病
・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ

***13** 予期せぬ偶然な事故とは?
公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

***14** f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f.食事代*15	○	○	×
g.身の回り品購入費*16	×	×	○

【○:対象 / ×:対象外】

***15** 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限り、
①搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと
②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと

***16** 航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限り、

***4** 6親等内の血族、配偶者*5または3親等内の姻族をいいます。
***5** 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り)。
①婚姻意思*6を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
***6** 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)